

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和5年12月27日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

Carstay株式会社 代表取締役 宮下 晃樹

3. 認定新技術等実証計画の目標

本実証を通じて、キャンピングカーを運転してキャンプに行きたい人（以下「運転者」という。）とキャンピングカーに乗ってキャンプをしてみたい人（以下「同行者」という。）をマッチングさせるサービスを提供する本事業には道路運送法の定める許可を要しないことが明確化されるとともに、本事業において、同行者が運転者に謝礼を支払う際の参考として、任意であることを明示した上で、サービス画面上に謝礼金の目安として実績の金額を掲示することが同法に抵触しないことが明確化されることが期待される。併せて、同行者へのアンケートにより、当該任意であることの明示がない場合や運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれず、同法に抵触しないことを検証する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

感染症が気になりながらも旅行に行きたいというニーズを満たすべく、多くの人と交わらずに済むキャンピングカーを用いた旅行を提供するため、キャンピングカーを運転してキャンプに行きたい人、キャンピングカーに乗ってキャンプをしてみたい人をマッチングさせるサービスを提供する。

(2) 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

キャンピングカー利用のマッチングサービスサイト上に、同行者から運転者へ任意で支払う謝礼金の目安として実績を記載することや、運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いの誘引文言にならず、謝礼金の支払いに係る自発性を損なっていないか実証を行う。

【実証の手順（概要）】

インターネット「Carstay」（申請者の運営するマッチングサイト）のサービス上において、キャンピングカーの運転を希望する者が、レンタル事業者もしくは共同使用契約者とのマッチングにより、キャンピングカーの提供を受け、一緒にキャンプに行きたい2名以上8名以下のグループを募る。募集に対して応募したグループを乗せ、自らキャンピングカーを運転して、予めインターネット「Carstay」のサービス上で車中泊スポットとして登録されている場所にキャンピングカーを停めて宿泊し、またキャンピングカーを自ら運転して集合場所へ戻す。

車中泊スポット到着後は、参加者同士の取り決めに従い、自由に観光、入浴、食事、キャンピングカー内または外のテントでの宿泊を楽しむ。かかった費用の支払いを行う。同行者は運転者に謝礼を支払いたい場合に任意で謝礼を支払う。

参加者でお互いに評価を行い、アンケートに回答する。

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

この実証を通じて、謝礼金の目安をインターネット「Carstay」サイトに記載した場合や、運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、同行者の自発性を損なわ

ずに謝礼金の支払いが行われているか確認する。

また、道路運送法上の規制の対象外であっても、マッチングサービスによる乗り合いを提供することで、適切な利用がなされ、利用者同士に問題が生じないことを確認する。

そのために、本実証により以下のデータをアンケート等により取得し、分析を行う。

- ・謝礼金の自発性について
- ・サービス利用時の問題事象の把握
- ・本サービスの社会的効果

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、準備が整った日～2024年9月30日まで

(2) 実施場所

三浦半島（葉山・逗子）内の申請者が既に車中泊スポットとして契約済のスペース

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

- ・キャンピングカーを運転する運転者。
- ・キャンプに同行する同行者。
- ・キャンピングカーを貸し出すキャンピングカーホルダー。
- ・車中泊スポットを貸し出すホスト。

(2) 参加者等の同意の取得方法

- ・「Carstay」のサービス上での登録の際に、電子的な方法で同意を取得する。

7. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○道路運送法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 略

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

(略)

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

○「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平成30年3月30日国自旅第338号)

1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法(中略)第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。

(略)

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録(中略)を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、許可又は登録は不要である。

(略)

(注1) 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の收受が行われる場合には、少量の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償となり許可又は登録を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

(注4) あくまで自発的に謝礼の趣旨の金銭等が支払われた場合は許可又は登録は不要であるが、利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえず、許可又は登録を要する。

1) 仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合

(2) (略)

(3) 当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。)を負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要する特定費用を利用者が支払う場合は、社会通念上、通常は許可又は登録は要しないと解される。

(略)

8. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容なし